

消防法違反のある対象物



重大な消防法令違反のある対象物の公表

不特定多数の方が利用する建物（飲食店、物品販売店、ホテルなど）や避難が困難な方が利用する建物（病院、社会福祉施設など）で、重大な消防法違反があるものについては、嶺北消防組合火災予防条例の規定に基づき公表しています。

[公表制度の概要ページリンク](#)



火災予防上の命令を受けている対象物

消防法違反により、スプリンクラー設備などの消防用設備等の設置や改修、当該建物（施設）の使用停止（使用制限）などの命令を発した場合は、消防法の規定に基づきその旨を公示しています。

[命令対象物の概要ページリンク](#)

